

# 第3章 公共交通の現状

## 3.1 公共交通の現状

### 3.1.1 運行(運航)状況

本市における公共交通の運行(運航)状況は次のとおりです。

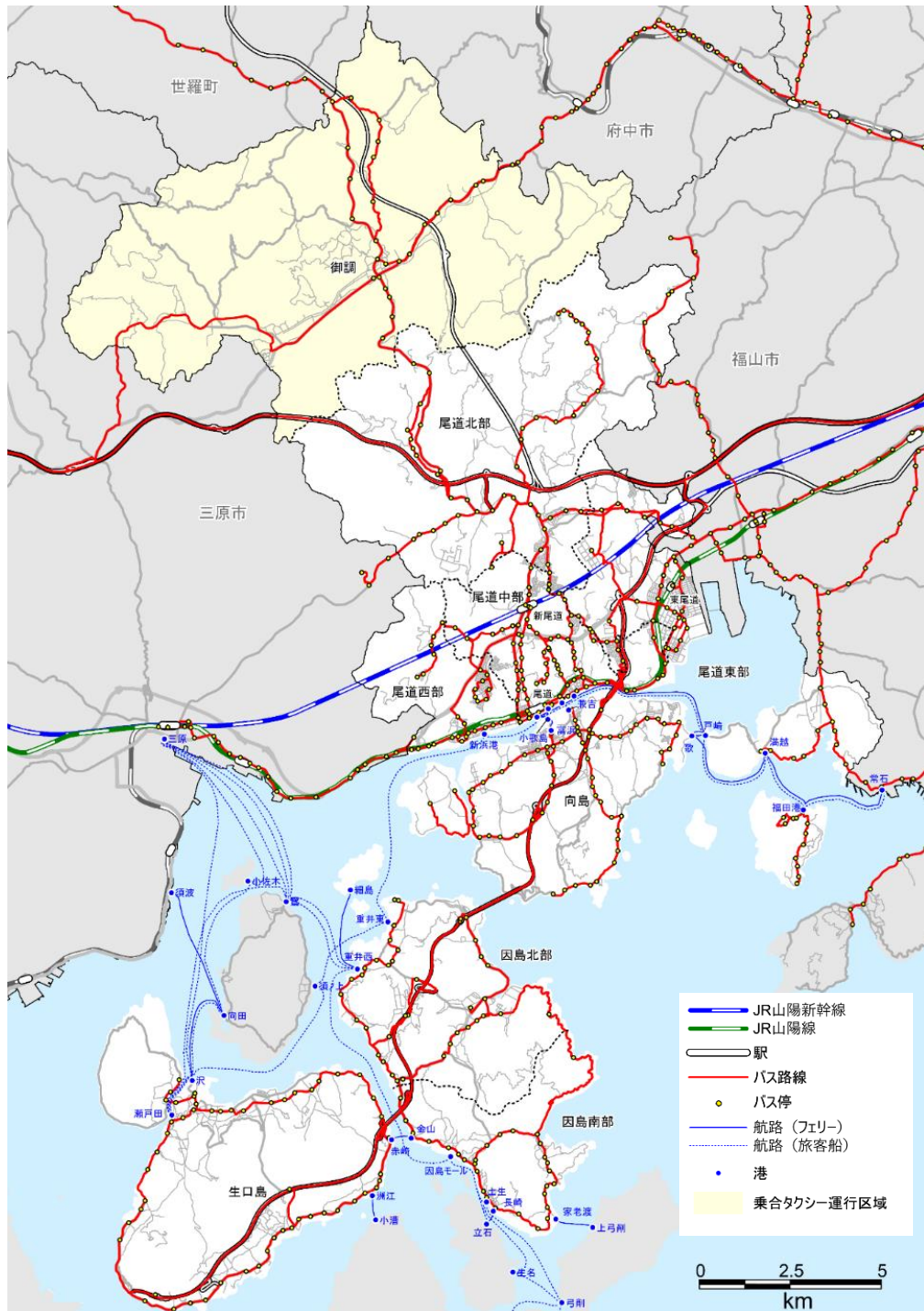


図 10 本市における公共交通網

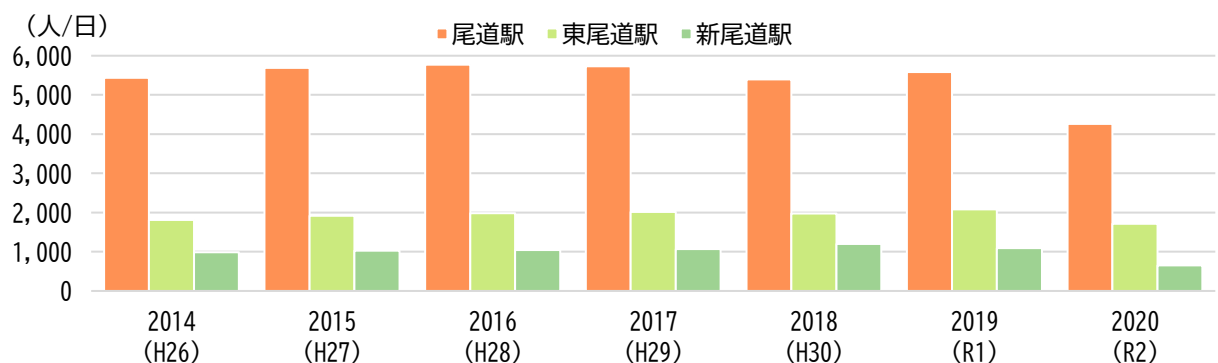
鉄道	◆ JR 山陽新幹線と JR 山陽線が運行しており、市内には尾道駅、東尾道駅、新尾道駅の 3 駅があります。
高速バス	◆ 広島市・福山市への県内移動の路線のほか、今治市や松山市など愛媛県方面の路線が運行しています。 ◆ 主に尾道駅や新尾道駅に接続しており、リードライナーは道の駅クロスロードみつぎを經由しています。
尾道広島 空港線	◆ 向島～広島空港間をジャンボタクシーで運行し、主に尾道駅や新尾道駅を經由しています。 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 5 年 2 月 28 日時点で運休中。
路線バス	◆ 市内で 5 社の民間事業者がバスを運行しています。 ◆ 一部の路線では複数の事業者が共同で運行しています。
航路	◆ 備後商船(株)の常石～尾道航路ならびに尾道市の細島～西浜航路が離島航路として、土生商船(株)の土生～三原航路ならびに弓場汽船(株)の須波～沢航路が市域を越えた生活航路として、それぞれ位置付けられています。 ◆ 港内渡船や本土部と島しょ部を結ぶ航路、島しょ部と愛媛県を結ぶ航路などが運航しています。
みつぎ乗合 タクシー	◆ みつぎ乗合タクシーが御調町内を 3 地域に分類し、それぞれ週 2 日ずつ運行しています。
自家用有償 旅客運送	◆ 尾道市が運行主体となっている自家用有償旅客運送は、百島(2 路線)と因島(1 路線)で計 3 路線が運行しています。

### 3.1.2 鉄道の利用状況

東尾道駅、新尾道駅では平成 26 年度(2014 年度)から利用者数が増加傾向にありましたが、現在は減少傾向となっています。

尾道駅の利用者数もほぼ横ばいで推移していましたが、令和 2 年度(2020 年度)は大きく減少しています。

尾道駅では、利用者の減少等により駅構内のホテル等のテナント撤退が生じましたが、令和 4 年(2022 年)7 月に新たなテナントを迎えてリニューアルされたことから、駅を訪れる人の増加が期待されます。



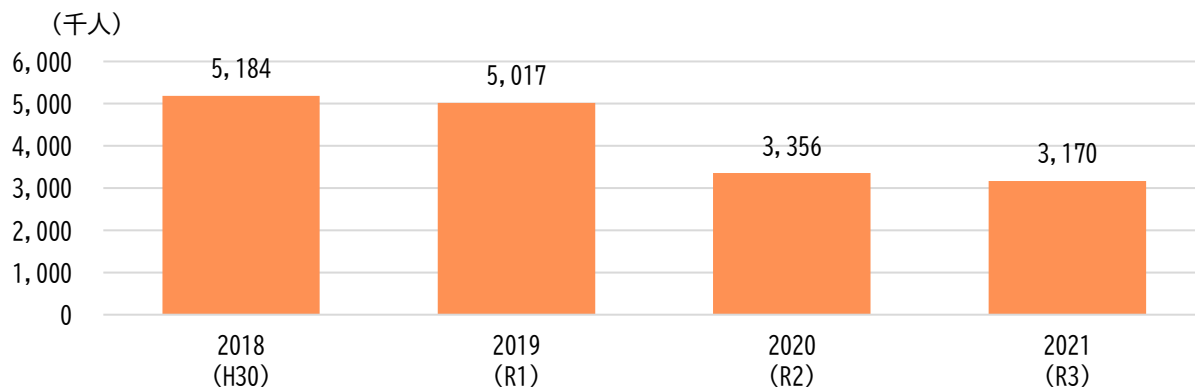
資料：尾道市

図 11 1日あたり乗車人数

### 3.1.3 路線バスの利用状況

利用者は減少傾向にあり、特に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている令和2年度(2020年度)以降は年間利用者数が40%近く減少しており、令和3年度(2021年度)も同様の傾向が続いています。

赤字路線は国や県、市の補助金により一部赤字補填されますが、支給要件の基準の1つに輸送量が規定されており、規定に応じた補助金が交付されています。



資料：本四バス開発、おのみちバス、鞆鉄道、中国バス、因の島バス  
注)集計年度：当年4月1日～翌年3月31日…本四バス開発、おのみちバス、鞆鉄道  
前年10月1日～当年9月30日…中国バス、因の島バス

図 12 本市のバス年間利用者数の推移(本市を走行する系統のみ)

## 路線バスの維持に係る補助金の補助要件について

### ●地域公共交通確保維持改善事業—地域間幹線系統補助

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
- ・平成13年(2001年)3月31日時点の市町村境を基準に、複数市町村にまたがる系統であること
- ・1日あたりの計画運行回数が3回以上であること
- ・輸送量が15~150人/日と見込まれること
- ・経常赤字が見込まれること

※ただし、

- ・他の運行系統と競合する区間が50%以上の生活交通路線で、当該競合区間の輸送量が150人を超える場合、その重複区間の距離に応じて補助金額が減額される。
- ・平均乗車密度が5人未満の路線の場合、密度の低さに応じて補助金額が減額される。

### ●広島県バス運行対策費等補助金—広島県広域生活交通路線確保維持費補助金

- ・市町の定める広域的な生活バス交通確保計画に位置付けられていること
- ・平成13年(2001年)3月31日時点の市町村境を基準に、複数市町村にまたがる系統であること
- ・1日あたりの平日平均運行回数が1回以上であること
- ・輸送量が5~150人/日と見込まれること
- ・国補助金交付要綱の対象路線で無いこと
- ・経常赤字が見込まれること

※ただし、

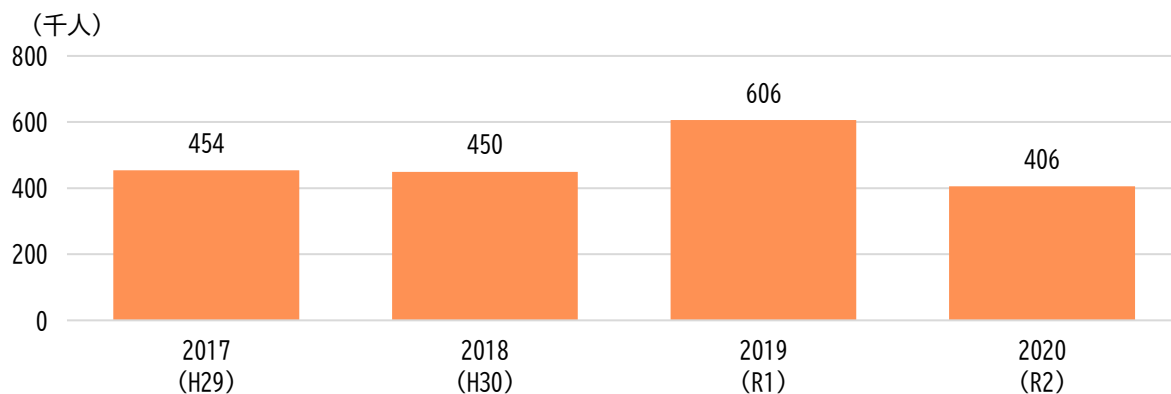
- ・他の運行系統と競合する区間が50%以上の生活交通路線で、当該競合区間の輸送量が150人を超える場合、その重複区間の距離に応じて補助金額が減額される。
- ・平均乗車密度が5人未満の路線の場合、密度の低さに応じて補助金額が減額される。

### ●尾道市地域間幹線系統確保維持費補助金

- ・地域間幹線系統維持確保計画に記載される系統のうち、市の区域内を運行し、経常収益が補助対象経常費用の20分の11に満たないものであって、国・県の補助対象となること。

### 3.1.4 航路の利用状況

年により変動はありますが、補助航路の利用者数は減少傾向にあります。



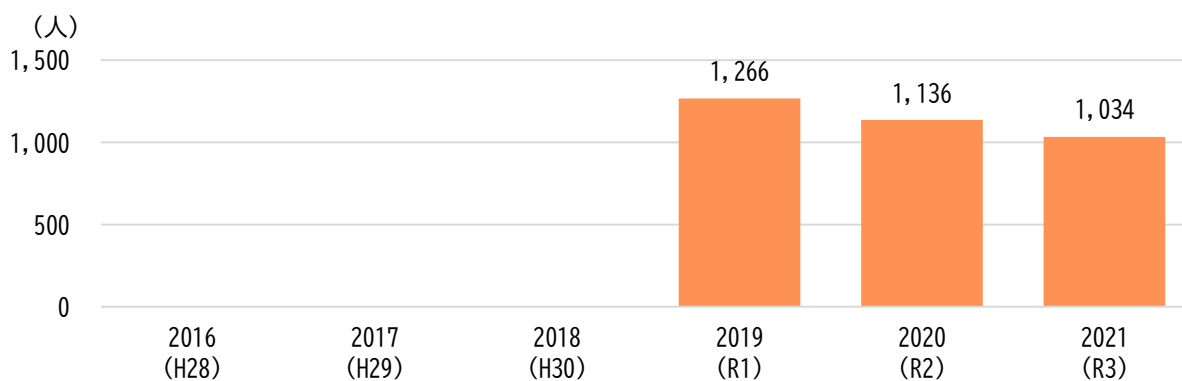
資料：尾道市

注)集計年度：前年10月1日～当年9月30日

図 13 本市を運航する航路の利用者数の推移(補助航路のみ)

### 3.1.5 みつぎ乗合タクシーの利用状況

平成30年(2018年)10月の運行開始後、利用者数は減少傾向にあります。



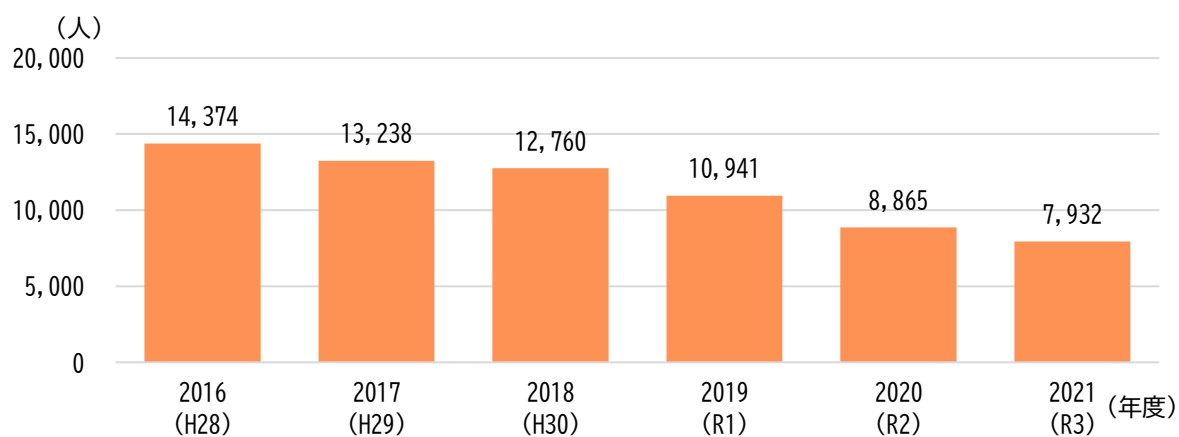
資料：尾道市

注)集計年度：前年10月1日～当年9月30日

図 14 みつぎ乗合タクシーの利用者数の推移

### 3.1.6 自家用有償旅客運送の利用状況

利用者数は減少傾向にあり、平成 28 年度(2016 年度)から令和 3 年度(2021 年度)までの 6 年間でほぼ半減しています。



資料：尾道市

注) 集計期間：当年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日

図 15 自家用有償旅客運送の利用者数の推移

### 3.1.7 タクシーの利用状況

市内にタクシー事業者は 10 事業者 13 営業所ありますが、御調などは一部 5km 圏域の外にあり、空白地が存在するといえます。

タクシー事業者があっても、登録されている車両の台数が少ない営業所も存在します。

また、本市は、タクシー事業が供給過剰になるおそれのある準特定地域に指定されており、タクシー事業の適正化及び活性化を推進する必要があるとされています。そのため、新規参入や増車は地域協議会に諮問する許可制となっています。

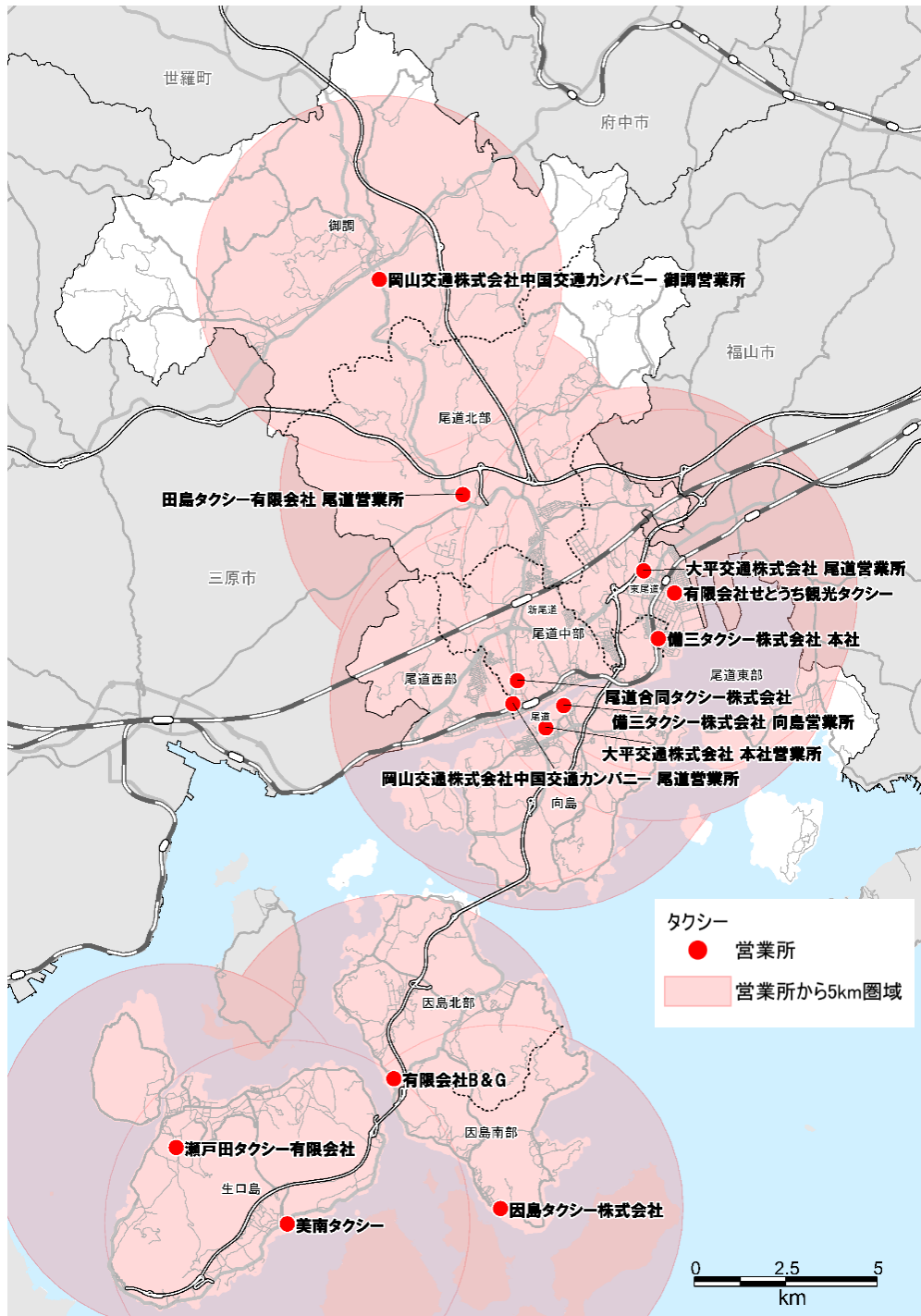
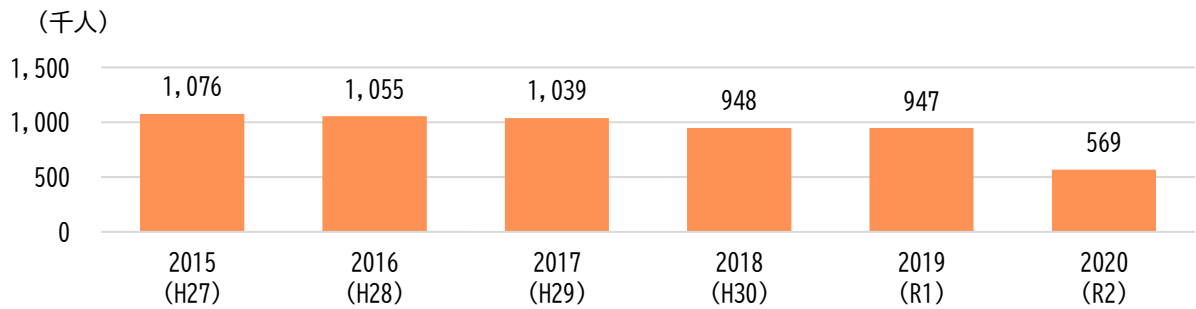


図 16 タクシーの営業所の立地状況と 5km 圏域



資料：国土交通省 中国運輸局  
集計期間：当年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日

図 17 タクシーの輸送人員の推移

### 3.1.8 その他の輸送資源等の状況

通学支援  
(スクールバス)

- ◆ 通学支援として、スクールバス・スクールタクシーの運行のほか、路線バスにおいて学校の時間に合わせた便を設定し、実質的にスクールバスとして運行しています。

通学支援  
 運行委託 (バス)  
 運行委託 (タクシー)  
 地域公共交通 (路線バス)

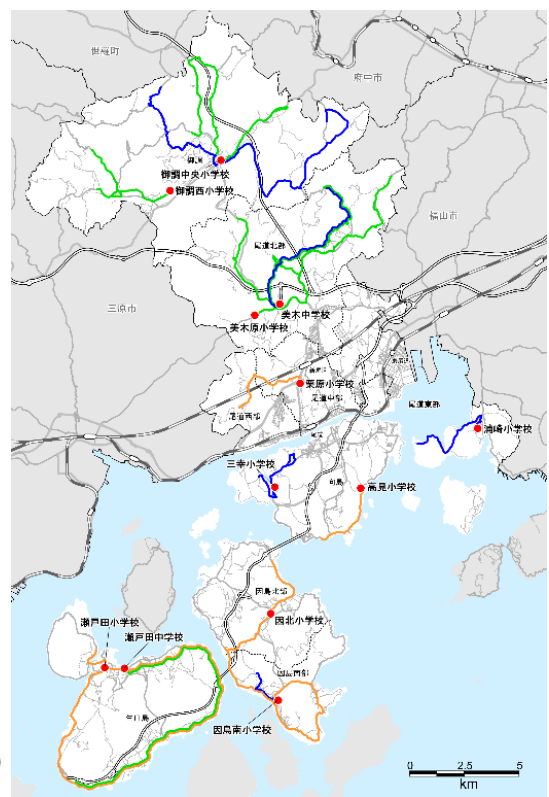


図 18 スクールバスの運行状況

一般乗用旅客  
自動車運送事業  
(福祉輸送限定)

- ◆ 一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送限定)を営んでいる事業者は、市内で 16 事業者存在します。
- ◆ 御調や向島、因島北部、因島南部、生口島にも事業者が存在し、福祉輸送を担っています。

福祉有償運送

- ◆ 3 事業者で福祉有償運送(自家用有償旅客運送)を行っています。

デイサービス

- ◆ 本市では 59 か所の事業所があり、送迎サービスも行っています。

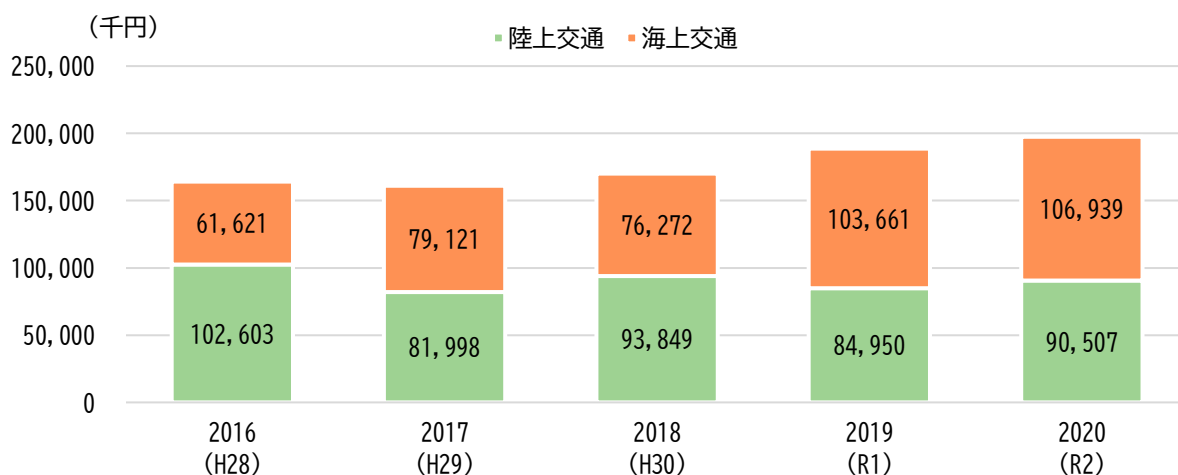


自動車学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本市及び周辺の5か所の事業者が本市での送迎を行っています。</li> <li>◆ 自動車学校の所在地により、送迎の範囲は異なりますが、市全域でいずれかの自動車学校の送迎が行われています。</li> </ul>
企業の送迎	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 勤務者向けの送迎を行っている企業もあります。 例)尾道流通団地内 A社 ⇄ 尾道駅・松永駅 尾道工業団地内 B社 ⇄ 松永・東尾道方面</li> <li>◆ 尾道工業団地内の企業には、シフト勤務に合わせて路線バスを運行している場合があり、一般の利用者も利用できます。</li> </ul>
宿泊施設の送迎	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 宿泊者・利用者向けの送迎を行っている宿泊施設もあります。</li> </ul>
地域による 買い物支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域の取組として、買い物等の外出を支援する取組が2か所で行われています。</li> </ul>
移動支援に係る 政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 尾道市では、75歳以上の高齢者や障害者手帳をお持ちの方に移動支援政策として、おのみちバス優待乗車証や船・バス・タクシーの利用券などを交付しています。</li> </ul>

### 3.2 公共交通の維持・確保に係る行政負担の状況

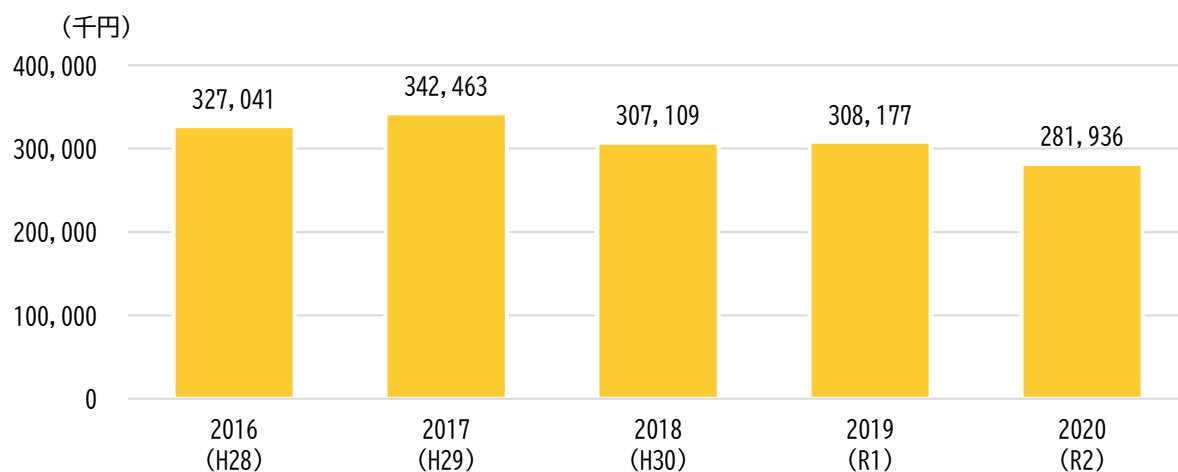
公共交通の維持に係る財政支出は年々増加傾向にあり、令和2年(2020年)では約2億円となっており、陸上交通と海上交通がほぼ同水準となっています。

また、陸上交通ではスクールバス等も含めると、行政の施策による費用は年間約3億円となっています。



資料：尾道市

図 19 陸上交通、海上交通の維持に係る財政支出(市負担分)の推移



資料：尾道市

図 20 陸上交通の行政目的等※に係る財政支出(市負担分)の推移

※スクールバス・スクールタクシー、通学支援(定期券補助)、障害者優待乗車券、敬老優待、妊婦健康診査交通費助成、障害児通所等交通費助成、尾道市じん臓機能障害者通院費助成の計